

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（案）

平成 26 年 10 月 10 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 21 条 (略)</p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第 22 条 不動産投信の運用報告書の本文には、<u>当該不動産投信の仕組み(当該投資信託財産の運用方針を含む。)</u>の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 運用等に係る費用明細 当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額<u>並びにそれら</u>を対価とする役務の内容を表示するものとする。</p> <p>(21)～(24) (略)</p> <p>(25) 利害関係人等及び主要株主との取引状況 当期中における利害関係人等及び主要株主(金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。)との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。</p> <p>なお、この場合の利害関係人等とは、以下の(イ)～(ハ)いずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(イ) 政令第 17 条に定める利害関係人等</p> <p>(ロ) 委託会社の利害関係人等及び主要株主と不動産等に係る一任型の投資顧問契約(「不動産投資顧問業登録規程(平成 12 年建設省告示第 1828 号)第 2 条第 5 項」又は「金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロ」に規定する投資一任契約をいう。第 26 条第 27 号において同じ。)を締結している法人、組合、信託その他これに類似するもの(以下本号及び第 26 条第 27 号において「法人等」という。)</p> <p>(ハ) 委託会社の利害関係人等及び主要株主が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 21 条 (同 左)</p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第 22 条 不動産投信の運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1)～(19) (同 左)</p> <p>(20) 運用等に係る費用明細 当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額を表示するものとする。</p> <p>(21)～(24) (同 左)</p> <p>(25) 利害関係人等及び主要株主との取引状況 当期中における利害関係人等及び主要株主(金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。<u>第 26 条第 27 号において同じ。</u>)との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。</p> <p>なお、この場合の利害関係人等とは、以下の(イ)～(ハ)いずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(イ) 政令第 17 条に定める利害関係人等</p> <p>(ロ) 委託会社の利害関係人等及び主要株主と不動産等に係る一任型の投資顧問契約(「不動産投資顧問業登録規程(平成 12 年建設省告示第 1828 号)第 2 条第 5 項」又は「金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロ」に規定する投資一任契約をいう。第 26 条第 27 号において同じ。)を締結している法人、組合、信託その他これに類似するもの(以下本号及び第 26 条第 27 号において「法人等」という。)</p> <p>(ハ) 委託会社の利害関係人等及び主要株主が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等</p>

新	旧
(26) ～ (31) (略)	(26) ～ (31) (同 左)
第 23 条～第 24 条 (略)	第 23 条～第 24 条 (同 左)
<p><u>(投信法第 14 条第 4 項に規定の書面の作成及び交付)</u></p> <p><u>第 24 条の 2 投信法第 14 条第 4 項の規定に従い、委託会社は、同条第 1 項の運用報告書の記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>この場合、投資信託財産計算書類規則第 58 条の 2 の規定に従い、第 3 章の交付運用報告書に係る規定を参考として、当該書面を作成し、交付するものとする。</u></p>	(新 設)
第 25 条 (略)	第 25 条 (同 左)
<p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第 26 条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p>	<p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第 26 条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p>
(1) ～ (23) (略)	(1) ～ (23) (同 左)
<p><u>(23) の 2 新投資口予約権 当期末において行使されていない新投資口予約権がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末時点で未行使の新投資口予約権の口数、当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法、行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法、新投資口予約権の行使期限等を銘柄毎に区分して表示するものとする。</u></p>	(新 設)
(24) ～ (26) (略)	(24) ～ (26) (同 左)
<p>(27) 利害関係人等との取引状況 当期中における利害関係人等との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。</p> <p>なお、この場合の利害関係人等とは、以下の (イ) ～ (ハ) いずれかの要件を満</p>	<p>(27) 利害関係人等及び主要株主との取引状況 当期中における利害関係人等及び主要株主との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。</p> <p>なお、この場合の利害関係人等とは、以下の (イ) ～ (ハ) いずれかの要件を満</p>

新	旧
<p>たすものとする。</p> <p>(イ) 政令第 123 条に定める利害関係人等</p> <p>(ロ) 資産運用会社の利害関係人等と不動産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している法人等</p> <p>(ハ) 資産運用会社の利害関係人等が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等</p>	<p>たすものとする。</p> <p>(イ) 政令第 123 条に定める利害関係人等</p> <p>(ロ) 資産運用会社の利害関係人等 <u>及び主要株主</u> と不動産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している法人等</p> <p>(ハ) 資産運用会社の利害関係人等 <u>及び主要株主</u> が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等</p>
<p>(28) ~ (33) (略)</p>	<p>(28) ~ (33) (同 左)</p>
<p><u>(34) 海外不動産保有法人に係る開示 海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 105 条第 1 号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下同じ。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 221 条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該海外不動産保有法人の株式又は出資を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに次に掲げる事項を表示するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 当該海外不動産保有法人に対する出資額</u></p> <p><u>(ロ) 当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針</u></p> <p><u>(ハ) 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合</u></p> <p><u>(ニ) 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(35) 海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産に関する次に掲げる事項を表示するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項</u></p> <p><u>(ロ) 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）</u></p> <p><u>(ハ) 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨)</u> <u>(二) 当該投資法人の営業期間中における売買総額</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。</u> <u>ただし、第 22 条及び第 24 条の 2 については、同日以後に到来する新投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(同 左)</p>